

■論 文

市民農園の福祉的展開の可能性 ——愛知県西尾市「楽農園」の事例から——

松宮 朝

1. 問題の所在

近年、家庭菜園や、市民農園¹⁾、農家開設による体験農園、定年婦農などがブームとなっている(瀧井, 2008)が、このような活動の場として注目を集めるのが都市部の農業、農地である。都市部の農業、農地問題という点から見れば、耕作放棄、遊休化が進行する中(後藤, 2003)で、1999年の「食料・農業・農村基本法」で提唱された農業・農地の「多面的機能」を実現するものとしても重要な意味を持つと言えるだろう。実際、「市街地内農業ないし農地に期待される機能は、市街化の完成までの経過的な機能ではなく、むしろ都市化が進むにつれて必要性が高まる、すぐれて都市的、とっていいすぎであれば都市と農村の共存的機能となっている」(中田, 1994: 5)と考えられる。もっとも、こうした機能面が重視される一方で、中田実は次のように指摘する。「社会学の領域では、この都市内農業はどのように扱われてきたのであろうか。先走って結論的にいえば、ほとんど無視されてきたというほかない」(中田, 1994: 5)。都市農業は、主に都市計画論からのアプローチが中心で、社会学ではあまり扱われてこなかったのである²⁾。

ここでは都市農業について、その担い手と形態から考えてみたい。「農家が経営する農業のほかに、一般の都市住民によってさまざまな農業の営みがくりひろげられて」おり、「現代の都市農業は、農民農業と市民農業のアンサンブルとして理解されなければならない」(池田, 1992: 236)とされる。すなわち、農家によって営まれる農業だけでなく、非農家による「市民農業」の存在が浮かび上がってくるのである。

この「市民農業」について、都市計画の分野では、家

庭菜園、園芸の他に、市民農園、援農、「ヤミ小作」³⁾(笠原・後藤, 2000: 643)の3類型があるとされる。その中でも、特に市民農園への注目が高まっている(拙稿, 2006)。これは、「食料自給の外に、都市の環境保全・防災、コミュニティ形成、地域活性化、教育、余暇活動、保健休養、社会福祉、生産緑地確保、経営の多様化、資源・資産の保全、投資形成その他の機能」、および「一人一人の心身の保養や新たなライフスタイルの創造を実現する行為であると同時に、環境保全や防災、コミュニティ形成、地域活性化等、社会的な性格を併有している」(青木, 1998: 65)点に求められる。農地法など厳しい農地利用の制限がある中で、非農業者としての市民が農業を行い、農地を利用する「都市農地の市民的利用」(後藤, 2003)に際して、現時点では市民農園が制度的限界に対して裂け目を生み出す中心的な存在と言っていいだろう。本稿が市民農園に注目する理由もこの点にある。

もっとも、このような注目の高まりとは逆に、自治体の財政難や、市街化区域での農地確保などの面で、その展開において重大な困難も指摘されている。本稿では、こうした困難を乗り越え、市民農園の活動を促進するための可能性を探ることを目的として、愛知県西尾市の市民主導型市民農園である「楽農園」の事例の分析を行う。ここでは、市民農園を利用した精神障害者就労支援の取り組みを中心に、市民農園を通じた地域活動の展開の持つ意義と、展開を可能とする要因を明らかにする。ここから、都市農業の一つのヴァリエーションとして、あるいは遊休農地利用の一形態としてとらえるのではなく、都市計画論的視点を越え、市民農園を都市における諸活動をつなぎとめる場としてとらえることの意義について論じていきたい。

2. 市民農園をめぐる動向とその課題⁴⁾

市民農園の政策的推進が見られたのは、1975年の農林水産省による「レクリエーション農園通達」からである。しかし、1980年代半ばまでは、市民農園数の増加は見られなかった。その増加が見られるのは1980年代後半以降である。これは、特定農地貸付法(1989年)、市民農園整備促進法(1990年)、および、食料・農業・農村基本法(1999年)において市民農園の推進が位置づけられたこともあり、市町村計画、都市計画において積極的な推進が目指されたことが大きい。さらに、2003年4月の構造改革特別区域法の中でも、農地の遊休化が深刻化する地域において、市民農園開設にあたっての農地法上の規制が緩和され、市民、NPO、企業による開設が可能となった。そして2005年には特区以外にも全国展開される。NPO法人開設による市民農園第一号は山形県鶴岡市の事例であり(加藤, 2005)、2005年以降では、NPO法人による農業参入も進みつつある(加瀬, 2007)。横浜市では、特区農園開設を契機に、耕作放棄地を持つ農家から業務提携を受け、市民農園を運営する(有)ドミタスのよう

なビジネスも生まれつつある(塚田, 2006)。

表2に示したデータは、農林水産省が把握した、法律に基づく市民農園数の推移である。実際には、この倍程度の、法律に基づかない市民農園があるとされるが、このデータから大まかな傾向をつかむことができる。市民農園の開設数としては、市民農園に関する法律が整って以降の20年間で大幅に増加している。しかし、地方自治体、農協が農家から土地を借りて開設する方式は、ここ数年、停滞気味で、農業者が開設する方式と、数としては圧倒的に少ないが、NPO等が開設する方式の増加が目立つ。これは、日本の市民農園が「遊休農地の有効利用の観点が強く、福祉政策、都市計画上の位置づけが弱いため、安定的な供給が難しく、利用者の権利よりも地権者の権利が優先されがち」(樋口, 1999: 292)な点が根本的な要因であろう。

このような状況が生じる要因について、廻谷(2008)の議論をもとにさらに追求してみたい。廻谷(2008)は、日本の市民農園をヨーロッパの市民農園と比較して、①公有地ではなく、農家の私有地での開設、②都市計画での位置づけが不十分、③利用者による自主管理ではなく、基本的に開設者(行政、農協、農家)による管理という

表1：市民農園をめぐる制度の変遷

年	事 項	内 容
1952	農地法制定	農地制度的に市民農園の存立が不可能となる 線引き制度導入、用途地域の細分化
1968	新都市計画法	
1973	市街化区域内の「農地」に対する宅地並み課税	「入園契約方式」による市民農園の開設を可能とする
1974	生産緑地法	
1975	農林水産省→「レクリエーション農園通達」	市町村、農協による市民農園開設することが可能となる 市民農園に法的根拠を与え、優良な市民農園の整備促進を図る 3大都市圏特定市市街化区域内農地を生産緑地と宅地化農地に二分 貸し農園に対して賃貸期間20年以上の要件で、課税評価額を3割削減 農業政策として「市民農園」の位置づけ 特区指定地域で、市民、企業、NPOも市民農園開設が可能となる 農家による開設を可能とする 農家・NPO等も市民農園開設が可能となる 都市農業を所管する部署初の設置 市民農園での野菜販売を可能とする
1980	農住組合法制定	
1983	市民農園促進議員連盟発足	
1985	日本クラインガルテン研究会発足	
1987	宅地並み課税強化	
1989	「特定農地の貸付けに係わる農地法等の特例法」	
1990	「市民農園整備促進法」	
1991	生産緑地法改正	
1994	建設省→認定市民農園整備事業 「特定市民農園の整備の推進について」	
1999	食料・農業・農村基本法	
2001	日本園芸福祉協会発足	
2003	構造改革特別区域法	
2005	「特定農地貸付法」改正 「市民農園整備促進法」改正 農林水産省「都市農業・地域交流室」設置	
2006	農林水産省通達	
2008	東京都区内34区市町「都市農地保全推進自治体協議会」	

表2：法律に基づく市民農園数の推移（農林水産省データ）

	1993	1998	2003	2006	2007
地方公共団体	807	1,607	2,258	2,342	2,287
農協	217	423	481	494	489
農業者	15	89	149	283	357
構造改革特区	-	-	16	111	109
その他（NPO等）	-	-	-	16	31
農園数合計	1,039	2,119	2,904	3,246	3,273
特定農地貸付法	76	234	360	408	419
市民農園整備促進法	963	1,885	2,544	2,838	2,854

3つの特色を指摘している。以下では、この3点を手がかりに、市民農園を分析する上でのポイントを確認しておこう。

① 農家の私有地での開設

日本における市民農園への政策的な注目は、遊休農地の解消という点が中心となっている。農業者の立場に目を移すと、遊休地農地を市民農園にする経済的なメリットがあるという指摘（山本，2005：17）や、野菜価格低迷の場合、農家による体験農園開設が持続性の高い経営形態であることが明らかにされている（八木，2008：117）。地権者にとっては、市民農園経営の方が絶対的な額では損失が多いが、農業経営をしていた時よりも有益という実証分析結果（大場・小場瀬，2001：288）が示唆するように、市民農園開設の経営的なメリットを指摘することができる。その一方で、神奈川県川崎市、横浜市の市街化区域内市民農園の調査からは、法律に基づく生産緑地市民農園の収支はほぼ±0、宅地化農地市民農園は赤字、法律によらない生産緑地市民農園は黒字となるという結果が得られている点（大場，1999：135）に注意が必要だろう。特に、市街化区域内の市民農園は減少傾向（樋口，1999）⁵⁾にある点は見逃すことのできない問題である。こうした事態が生じるのは、市民農園整備促進法等により固定資産税・都市計画税が免除されるが、相続税の問題で農地を放す農家が増加するためと考えられる（原，2009）。このような傾向は、都市農業維持に対する市民農園の機能という観点からすれば限界と言わざるを得ない。確かに、埼玉県「見沼田んぼ」ように、農地を公有化し、多様な市民参加による利用はある（北原，2009）

が、一般的には地方自治体財政が厳しい状況においては、公有化は難しい。そして、このことが、次に見る都市農地、市民農園の都市計画での位置づけが不十分となる要因となっている。

② 不十分な都市計画での位置づけ

都市農地、市民農園を都市計画で位置づけについては、横浜市（後藤，2003）、東京都練馬区（白石，2001；瀧井，2007）、愛知県長久手町（加瀬，2007）など先進的に取り組んできた事例はあるが、全国的に見れば、都市農業の政策的な位置づけは極めて不十分である（後藤，2003）。さらに問題となっているのは、自治体の財政難によって、都市計画の一環としての市民農園の推進自体が困難となっている点である（樋口，1999）。その背景には、政策的意図とそれを阻害する制度的な問題、都市部の農地の所有者と、それを利用する側との間の意識のズレが存在している。こうした都市計画での位置づけをさらに進め、農家が市民農園として農地を貸し出し際の納税猶予制度が課題として指摘される（葛谷，2008）が、状況の改善が見られないのが現状である。

③ 開設者（行政、農協、農家）による管理の問題

表1にまとめた日本における市民農園の法律においては、基本的に行政、農協、農家による開設が念頭におかれていた。千葉県の萩台市民農園のような利用する市民による自主管理はある（廻谷，2008）が、一部にとどまっていたのである。そのため、都市農業、および市民農園については、都市計画、税制の問題が課題とされ、農地の利用と管理に関する問題はあまり問われることがなかった。しかし、2003年以降構造改革特区において、そして、2005年以降は、全国的に市民、NPOなど、利用者による開設が可能となった。ここから、行政、農協、農家という開設者、所有者の管理から、農園を利用する市民、NPOによる管理のあり方が課題となりつつある。

以上の3つのポイントは、①農地の所有と利用、②都市計画での位置づけ、③農地の管理という3つの問題である。ここで、愛知県西尾市「楽農園」の事例から、こ

の3つの問題を乗り越える可能性を探ってみたい。「楽農園」が、市民主導型であること、利用者による共同管理が実現している点が、事例として取り上げる理由である。

3. 愛知県西尾市「楽農園」の事例から

筆者による「楽農園」の調査は、行事への参加、参与観察、参加メンバーへの聞き取り、およびメーリングリストでの議論を中心に、2003年4月の開園時より、現在に至るまで継続して行っている。2005年4月から1年間は、個人用畑一区画を借り、2年目は、ブラジル人の家族と共同で作業をした⁹⁾。2007年4月からは、後述する共同農場「みんなの畑」の会員として、主に土曜日の作業に参加しつつ、参与観察を行っている。

表3、4は、農園の概要である。活動資金は、基本的に会費1万円と個人寄付金で担っている。2007年度からは、共同農場「みんなの畑」への支援金として1000円を課している。その他、西尾市公益活動等補助事業1～10万円の補助、2007年度は(社)地域問題研究所から30万円の助成をうけている(特定非営利法人「楽農園」編、2008)。なお、「売り上げ」は、主に共同農場での野菜の販売によるもので、精神障害者のメンバーへの給与として支払われる。

それでは、各段階における「楽農園」の活動について見ていくことにしたい。

「楽農園」開園は2003年4月である。東京農業大学卒業後、11年間アルゼンチンに移住し農業を営んだ経歴を持ち、現在は市内で仏壇店を経営するA氏が、都市部においてもなんとか農業ができないだろうか考えた末に、市内のお寺の住職で、寺を中心とした人とのつながりをさらに進めたいと考えていたB氏、中心部の商店街でEM菌(有用微生物群)による自然・健康関係商品の販売店を営み、環境運動に取り組んできたC氏に声をかけたことをきっかけにして実現したものである。農園については、B氏の檀家の所有地で空き地になっていた土地を借り受けた。契約は1年ごとの更新で、土地の課税分を支払っている。利用期間は1年間だが、継続を前提としている。市街化区域内農地にこだわったのは、まちなかで歩いて通うことができる場所で実施するねらいだったという。2003年4月の開園以降、まずは根幹である農作業をベースにした活動が進んでいた。農法は化学肥料を用いず、無農薬とする原則が確認された(拙稿、2004a)。

こうした活動の中で、2003年度の収穫祭(9月)以降、「楽農園」での活動をさらに広げ、また、農作業を通じて形成されたネットワークを基盤に市民活動との連携が模索された。その中でも、特に、高齢者、障害者がかか

表3:「楽農園」の概要①

	時期	農地区分	面積	区画	借地代
第1農園	2003.4～2008.3	市街化区域	600	18区画	15万円(課税額分)
第2農園	2005.4～2007.3	市街化区域	1,320	30区画	20万円(課税額分35万円の一部)
第3農園	2007.4～	市街化調整区域	2,700	35区画	6万円(課税額分)

表4:「楽農園」の概要②

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
期 間	2003.4～2005.3	2005.4～2006.3	2006.4～2007.3	2007.4～2008.3	2008.4～
農 地	第1農園(永吉町:市街化区域)				
	第2農園(住崎町:市街化区域)				
	第3農園(寄近町:市街化調整区域)				
会 費	1万円	1万円	1万円	1万円+1000円	1万円+1000円
共同農場	×	×	○	○	○
活 動 日	-	-	土曜	水曜・土曜	水曜・土曜
売り上げ	18,200円(2004年度)	29,900円	187,900円	538,330円	425,400円(2008年度)

わる仕組みづくりが志向された。2003年12月25日、西尾市障害者連合協会の「福祉の店」に、「楽農園」の野菜を提供し、2004年度からは、退会者が出た2区画に、精神障害者自立支援を目指す家族会「三根会」⁷⁾が参加した。2004年8月からは月曜と木曜の午前9.00～10.00まで、作業所に通う時間の前に精神障害者受け入れる。共同作業所ではなかなか地域での自立生活に結びつかない面があったが、参加者の中から、会の活動としてではなく、単独で、あるいは家族と共に農園を訪れる者が出てきた。福祉の場としての市民農園の展開へとつながっていくのである。さらなる地域的展開として、2004、2005年7月の西尾祭りにおいて、C氏の店舗にて野菜を販売していく。2004年度18,200円、2005年度16,100円の売り上げを達成し、その売上金は「三根会」を中心に、野菜を提供したメンバーに分配された。こうして、様々な地域活動へとつながっていくのである。その中心は、福祉団体との連携であり、共同作業所、親子参加企画など市のボランティア市民活動センターの企画と連携し、活動が進んでいったのである（拙稿、2006）。

2005年度には第1農園の近くの市街化区域に第2農

園を開設した。これは、市民農園利用の希望者が多く、農地の拡大が必要となったためである。土地はA氏の商工会関係のつてで紹介された農家から借り受けた。

この第2農園の開設からは、ペルー人、ブラジル人が参加する。アルゼンチンで11年間の農業経験を持つA氏のネットワークによる。

第1期の中心は、あくまでも一般の利用者中心であり、行政が開設した市内の他の市民農園と比較して、密接な交流と活動が展開されるという成果を上げていた。これは、2005年8月に筆者が実施した利用者アンケートからも明らかとなっている（拙稿、2006）。さらに、第2期からは、第1期で萌芽的に動き出した福祉を中心とした展開が進んでいくこととなった。2005年度からは、募集パンフレットに、「障害者、高齢者、定年退職者、健常者が共に楽しめる農園にしよう！」という文言が追加され、一般利用者から、障害者を中心とした農地の共同利用がA氏を中心に模索されていく。その全面的な展開は第3期である。

第3期は、それまで共同作業をしていた「三根会」の精神障害者のメンバーだけでなく、2006年10月から「こ

表5：「楽農園」（第1期：2003年4月～2005年3月）

2003.3.31	地主との間で借地契約
2003.4.15	参加者への説明会（B氏のお寺）
2003.4.27	開園パーティー
2003.6.15	農作業研究会
2003.6.16	メーリングリスト開設
2003.7.5	農園の近所に農産物を配布
2003.7.26	農作業研究会
2003.9.14	収穫祭
2003.11.15	「マイスター倶楽部」農場見学
2003.12.15	「はあぶ工房」農場、作業所見学
2003.12.25	西尾市吾妻町「福祉の店」に野菜を提供
2004.1.7	アイシンNPO活動基金の訪問ヒアリング
2004.2.8	総会（B氏のお寺）
2004.3.15	精神障害者自立支援団体入園
2004.4.24	開園パーティー
2004.5.18	「わっぱの会」農場見学
2004.7.11	西尾まつりにて野菜を販売（C氏の店舗）
2004.7.17	西尾まつりにて野菜を販売（C氏の店舗）
2004.9.25	農作業研究会
2004.11.6	収穫祭
2004.11.10	内閣官房室担当職員来園
2004.12.17	市と構造改革特区に関する話し合い
2005.3.8	説明会（B氏のお寺）

表6：「楽農園」（第2期：2005年4月～2006年3月）

2005.4.3	第二楽農園開設
2005.4.10	第二楽農園井戸掘り
2005.4.16	開園パーティー
2005.5.14	共同種まき作業
2005.7.15	西尾まつりにて野菜を販売（C氏の店舗）
2005.8.12	利用者アンケート調査実施
2005.8.15	説明会（B氏のお寺）
2005.8.19	にしおボランティア市民活動センター親子参加プロジェクト受け入れ
2005.8.27	共同苗作り
2005.10.15	秋の収穫祭
2005.10.16	秋の収穫祭
2006.3.4	総会

表7：「楽農園」（第3期：2006年4月～2007年3月）

2006.5.6	開園パーティー
2006.6.26	「福祉の店」で野菜販売開始
2006.7.15	西尾まつりにて野菜を販売（C氏の店舗）
2006.7.17	漬物講習会
2006.7.21	子どもの農作業体験開催
2006.7.24	はと屋での野菜販売開始
2006.7.28	「麦の家」での野菜販売開始
2006.8.19	精神障害者への「分配金」配布開始
2006.10.22	産業活性化祭りに出店
2006.12.3	収穫祭
2006.12.26	忘年会
2007.1.4	精神障害者受け入れにあたっての会議
2007.1.13	「こころのクリニックにしお」よりデイケアのメンバーの就労開始
2007.2.25	ニューズレター第一号発行
2007.3.3	総会
2007.3.27	「しっとく塾」（農業講座）開催

こころのクリニックにしお」のデイケアに参加するメンバーの一部を受け入れはじめた。毎週土曜の午後2時間、A氏を中心としたボランティアメンバーとともに、作業を行っていた。参加する精神障害者のメンバーは、日によってバラつきはあるが、3～10名程度である。

第3期からの特色は、共同農場「みんなの畑」の開設である。第2農園の個人のメンバーで継続できなかった11区画をまとめ、共同農場「みんなの畑」として精神障害者のメンバーが作業をする場としたのである。このように、共同農場を設けることにより、農作業のスペースの拡大と収量の増加が可能となり、野菜の販売（基本的にすべて一袋100円で販売）が拡大した。2006年の初期には農園でも直接販売していたが、店舗での定期的な販売とした。第3期全体での販売額は187,900円となり、店舗の手数料は1割で、それ以外の売上金は、作業をした精神障害者の給与とした。2006年の初期は売上金を参加メンバーで割っていたが、2007年1月からは時給75円とした。

第2農園を中心に、既存の市民農園の活動を越えた、精神障害者の自立支援、就労支援という機能を果たす場としての活動が活発化する一方で、第2農園の土地の返還が要求されるという問題が生じる。農地所有者の意向に従わざるを得ず、わずか2年間という短い期間での撤退が余儀なくされたのである。

第2農園の返還により、新たな農地の確保が課題と

なった。幸い、農協の斡旋によって1年間6万円の3年契約で第3農園を借り受けることができた。しかし、この第3農園は市街化調整区域にある農地であり、第1農園、第2農園と比較した場合、それまでねらいとしていた「まちなかにある農園」ではない。これまで多くの先行研究で指摘されてきた、市街化区域内の宅地化農地において市民農園を設置する困難（廻谷, 2008; 葛谷, 2009）を認めることができる。さらに、2008年3月には、第1農園の返還も要求されるなど、市民農園開設における農地利用の問題があらためて突きつけられることとなった。

このように、農地の問題は深刻化したが、新しく活動を開始した第3農園では、市民農園として、そして市民農園を中心とした様々な活動の面では大いに進展を見せる。まず、市民農園の運営面から見ていくと、2007年度は(社)地域問題研究所から30万円の助成金を受け、トイレ、作業小屋等の設備面の充実、イベント開催などを活発に実施する条件が整った（特定非営利法人「楽農園」編, 2008）。このような資金面の充実とともに、それまで連携が進んでなかった行政との関係も新たな段階を迎えた。2008年から市役所を通して土地を借りる形式になり、農業委員会の認可も受けるが、この条件として出されたのが、NPO法人格の取得だった。2006年度から準備をはじめ、2007年11月にはNPO法人格を取得し、西尾市との協定を結ぶことにより、公的な位置づけがなされ、西尾市農林水産課の補助金の受諾も行われる形となった。その背景には、西尾市として市民農園の充実を図りたいが、市の運営する市民農園が行き詰まりを見せていた状況があったと考えられる（拙稿, 2006）。

以上の経緯によって、NPO法人格を取得するが、この定款には、「障害者自立支援」、余剰野菜の販売が強く打ち出されている。その一部を引用しておこう。

「高齢者、障害者、定年退職者、児童・生徒等を主な対象として、農地を借り受け、無農薬・有機栽培による栽培事業を行う。生ゴミの堆肥化など循環型農業を行い、生活に身近なところから環境問題の改善を図り、またその活動を通して障害者の自立支援、年代や生まれた国の違いや障害を越えて支え合う社会の実現に寄与すること」

その中でも特に、精神障害者との「みんなの畑」での

活動は著しく進展した。表2に示したように、販売店の拡大による売り上げ増にともない、2007年7月以降は時給300円、2009年5月から350円に上げることができた。ボランティア3～5名(うち1名は精神保健福祉士)で、作業日は水曜、土曜の午後2時間(15～17時、夏期は暑さのため16～18時、途中、休憩15分程度)に増やしている。2007年12月からY病院の入院患者も4名、作業に加わり、「こころのクリニックにしお」からも継続的に参加がみられる。

第3期から開始された外国籍住民の参加も増加し、2008年度は最大でブラジル人4区画、ペルー人、アルゼ

表8：「楽農園」(第4～5期：2007年4月～)

2007.4.28	ニュースレター第二号発行
2007.4.29	総会、開園パーティー
2007.5.29	「しっとく塾」(農業講座)開催
2007.6.2	刈谷病院まつりに出店
2007.6.23	NPO法人設立講習会開催
2007.7.26	幡豆デイサービスセンターみんなの広場での活動参加
2007.7.27	西尾幡豆青年会議所サマースクール収穫体験開催
2007.7.31	「しっとく塾」(農業講座)開催
2007.8.6	運営委員会
2007.9.8	碧南市の祭りに出店
2007.9.14	談話会
2007.9.25	「しっとく塾」(農業講座)開催
2007.10.7	「職人祭り」に出店
2007.10.28	にしお福祉まつり出店
2007.11.6	運営委員会
2007.11.9	NPO法人取得
2007.11.10	西尾市食育講座受け入れ
2007.11.11	福津農園見学ツアー
2007.11.25	暮らしと環境フェスタ出店
2007.12.23	総会、忘年会
2008.1.7	地域問題研究所での報告会
2008.4.27	総会、開園パーティー
2008.5	農業委員会から認可
2008.6.7	理事会・運営委員会
2008.7.12	座談会「西尾の農業」(石川氏講演会)
2008.8.8	理事会
2008.9.8	社会福祉協議会主催「さわやかふれあい」講座
2008.11.16	「心の健康フェスティバル」に出店
2008.12.20	納会
2009.2.28	理事会
2009.3.28	樋口氏講演
2009.5.2	総会、開園パーティー
2009.6.14	収穫パーティー

ンチン人1区画となっている⁸⁾。交流会では、ブラジル風のバーベキュー(シュハスコ)が披露されるようになった。また、2007年4月からは、高齢者のグループホームも一区画参加している。その他、2008年1名、2009年4名、職場での問題により居場所を失った研修生・技能実習生を受け入れるなど、市民農園を通じた多様な活動が進んでいる。

4. 考察⁹⁾

以上、「楽農園」の活動について見てきたが、その市民農園としての意義と、都市農業・都市農地の利用をめぐる問題を考える上でのポイントを、3点にまとめて考察したい。

第1に、市民農園を媒介にしたネットワークである。これまで、様々な限界が明らかになりつつある、地方自治体、農協が開設主体となって管理・運営されている既存の市民農園を超えた、市民主導型の市民農園の可能性について分析を行ってきたわけだが、市民農園の活動自体の評価とともに、市民農園での活動によって生み出されるネットワーク、他の市民活動との連携など、地域的展開の意義が明らかになったと考えられる。

こうした活動の土台となっているのは、A氏の商工関係のネットワーク、B氏のお寺を通じたネットワーク、C氏の環境運動とのネットワークが中心である。その他に、見逃してはならないのが、市民活動サポートセンターの職員が2名、初期の段階から会員となっている点である。様々なボランティアのコーディネーター(2008年6月にはボランティア学生の紹介、2009年1月からは、トヨタ・ショックによる不況の影響によって仕事が減少した人のボランティアの紹介)や、市民活動との連携、イベント等に関する情報もたらされる。このような市民活動が市民農園を中心として展開されるのは、行政、農協、農家開設・管理による市民農園ではなく、利用する市民が管理・運営する市民農園という形態によって実現したものと考えられる。

第2に、市民農園を媒介にした活動の中でも、精神障害者の自立支援・就労支援の取り組みを中心とした、「福祉」への展開である。近年、「農の福祉力」として注目され(北川, 2004)、また、松尾(2005)が示すように、園

芸活動には、①生産的効用、②経済的効用、③心理的（精神的）効用、④環境的効用、⑤社会的効用、⑥教育的効用、⑦身体的効用が提唱され、「園芸福祉」の動きも活発化している（日本園芸福祉普及協会編、2004）。都市農業との関連で言えば、農家が開設した体験農園として有名な「大泉風のがっこう」においても、精神障害者の就労支援の取り組みが行われている（白石、2001）。市民農園においても、福祉的な取り組みは進みつつあり、「楽農園」のような活動は今後も広く展開される可能性がある。

もっとも、この「楽農園」の活動は、福祉的な用語で言えば、「社会資源」という位置づけがなされるものであるが、既存の福祉制度上の位置づけは拒んでいる。補助金等の枠組みに入ることに拒否して、いわゆる作業所に代表される福祉的活動の一環としてではなく、一般の市民農園での活動の中に、障害者を受け入れるという理念のもとで展開されている¹⁰⁾。特に第4期、第5期には大いに進展し、作業の場所という意味だけでなく、パートも含めて、6名の就職につながり、長期入院が続いていた患者1名も援護寮への転出が可能となった。

第3に、所有と利用の問題がある。第1、第2の点として多様な機能に拡大していることを示してきたが、ここから市民農園の有する多様な機能、すなわち都市農地の所有面ではなく、利用面からとらえた市民農園の地域的展開の機能が明らかになったと思われる。「楽農園」の事例には、都市農業、都市農地の利用という、農業に関連した機能だけでなく、市民による共同管理のしくみから生まれる多様な可能性が見いだされる。

これらの点からは、市民農園を都市農業の一つのヴァリエーションとして、あるいは遊休農地利用の一形態としてとらえるのではなく、都市計画論的視点を越えた、都市の地域活動の一つとしてとらえることの意義が浮かび上がってくるのではないだろうか。と同時に、市街化区域内農地の市民農園利用の限界は依然として解消されない問題として残っている。この点に関して、後藤は、都市農地保全、農地所有権の調整の問題は、運動論、制度論が必要であるとする（後藤、2003）。後者は国、地方自治体の計画であり、「『所有から利用へ』をさらにすすめた『自由な利用から計画に従った利用へ』」に向けて、「地域共同管理をいっそう深化させる」（中田、1994：11）ことが必要とされる。運動論的な視点としては、多様な

ネットワークによる福祉団体、農業者、行政との連携を実現した、埼玉県「見沼田んぼ福祉農園」のような方向性（石井・斎藤・猪瀬、2006）が考えられる。「楽農園」の事例からも、こうした市民主導型の形態を持つがゆえに、多様な市民活動ネットワークをつなぎとめる場として機能している点が、重要な運動論的視点を提供していると考えられる。

以上の点を踏まえつつ、愛知県長久手町、豊田市における市民農園調査と比較を行いつつ、さらなる分析・考察を進めることを課題としたい。

注

- 1) ここでいう市民農園とは、家庭菜園などのように個人が自らの所有地で趣味、自給を目的として開設する農園とは異なり、相当数の（通常10名以上の）都市住民が、一定の土地を自給目的で借りて利用する小農園の団地と定義される（樋口、1999：75）。
- 2) 先行研究のレビューとしては、拙稿（2006）を参照していただきたい。
- 3) 「ヤミ小作」とは、農地法第3条に基づく許可を受けずに、農地を貸借し耕作する形態である（笠原・後藤、2000）。
- 4) 市民農園の歴史的経緯については、樋口（1999）、拙稿（2006）を参照されたい。
- 5) 本稿で扱う中部圏についても、三宅・松本・前田（2003）がこの傾向を部分的に実証している。
- 6) 拙稿（2008）のフィールドワークで知り合いになった西尾市のブラジル人住民との共同である。
- 7) この「三根会」は、愛知県では初の病院家族会ではない地域家族会である（古川、2007）。
- 8) 2009年度からは、いわゆる「トヨタ・ショック」の影響による失業のため、ブラジル人3会員に減少した。
- 9) 2004年6月2日の「楽農園」メーリングリスト上で、市民農園の様々な可能性を述べた筆者に対して、ある会員から、もともと仲間で楽しんでいて、「付録」のようなものを重視しすぎてはいないかのご批判いただいたことがある。本稿での福祉的機能を重視した考察も、他の一般会員からすると違和感を抱かれるかもしれない。なお、本稿で十分に触れることができなかった西尾市の都市特性、市民活動のネットワークについては一部、拙稿（2004b）で議論している。また、上述の解釈の問題を含め、「楽農園」でのかかわり、精神障害者のメンバーを中心とした「当事者」との関係、および筆者のかかわりに関しては別稿を準備している。
- 10) もっとも、受け入れを開始した当初は、「しっかりとやるためには素人ではなく、専門家が必要ではないか」という意見や、「へだてることなく」、「同等にすべきだ」、「福祉では同等ではなくなる」など、様々な議論が展開されていた。

文 献

- 青木辰司, 1998, 「都市農村関係と環境問題」, 船橋晴俊・飯島伸子編『講座社会学 12 環境』東京大学出版会.
- 池田寛二, 1992, 「都市農業の現在と可能性」, 鈴木広編『現代都市を解説する』ミネルヴァ書房.
- 石井秀樹・斎藤馨・猪瀬浩平, 2006, 「埼玉県『見沼田んぼ福祉農園』の成立と展開にみる都市近郊緑地の福祉的活用の考察」『ランドスケープ研究』69(5): 767-772.
- 大場里恵, 1999, 「生産緑地法が適用されている都市における市民農園整備の今後の課題」『日本都市計画学会学術研究論文集』34: 133-138.
- 大場里恵・小場瀬令二, 2001, 「東京圏の市民農園の現状と土地所有者の経営状況について」『日本都市計画学会学術研究論文集』36: 283-288.
- 笠原卓・後藤春彦, 2000, 「都市内農地における共同耕作グループの実態に関する研究」『日本都市計画学会学術研究論文集』35: 643-648.
- 加瀬和俊, 2007, 「NPO 法人の農業参入実態」『自然と人間をむすぶ』57(11): 39-44.
- 加藤清輝, 2005, 「つるおか市民学習農園」『マナビィ』54: 36-39.
- 北川太一, 2004, 「今, なぜ, 農の福祉力か」『農業と経済』70(3): 5-12.
- 北原典夫, 2009, 「都市に実りの大地を残す」『農業と経済』75(5): 76-81.
- 後藤光蔵, 2003, 『都市農地の市民的利用』日本経済評論社.
- 白石好孝, 2001, 『都会の百姓です。よろしく』コモンズ.
- 瀧井宏臣, 2008, 『農のある人生』中央公論新社.
- 玉里恵理子, 2004, 「農の福祉力と担い手」『農業と経済』70(3): 13-20.
- 塚田和子, 2006, 「遊休農地を定年世代と結ぶ都市型市民農園ビジネス」『商工ジャーナル』32(8): 26-28.
- 蔦谷栄一, 2009, 『都市農業を守る』家の光協会.
- 特定非営利活動法人「楽農園」編, 2008, 「市民農園による障害者, 高齢者, 定年退職者などの居場所作り, 環境保全や地域活動の活性化」『地域問題研究』特別号: 2-9.
- 中田実, 1994, 「都市と農業」『名古屋大学社会学論集』15: 3-21.
- 日本園芸福祉普及協会編, 2004, 『実践事例 園芸福祉をはじめる』創森社.
- 原修吉, 2009, 「都市農地の税制を巡る議論」『農業と経済』75(5): 36-45.
- 樋口めぐみ, 1999, 「日本における市民農園の存立基盤」『人文地理』51(3): 75-88.
- 古川陽子, 2007, 『精神障害者の地域生活支援 西尾市における「楽農園」のとりくみから』愛知県立大学文学部卒業論文.
- 松尾英輔, 2005, 『社会園芸学のすすめ』農山漁村文化協会.
- 松宮朝, 2004a, 「農作業体験からみた地域の内発的発展」『現代のエスプリ』441: 60-67.
- 松宮朝, 2004b, 「外国籍住民の増加と地域再編(1)―愛知県西尾市を事例として―(1)地方都市における地域集団活性化のメカニズム」『愛知県立大学文学部論集(社会福祉学科編)』52: 105-124.
- 松宮朝, 2006, 「都市における住民主導型市民農園の地域的展開」『愛知県立大学文学部論集(社会福祉学科編)』53: 151-170.
- 松宮朝, 2008, 「外国人労働者はどのようにして『地域住民』となったのか」, 鶴本花織・西山哲郎・松宮朝編著『トヨティズムを生きる』せりか書房.
- 三宅康成・松本康夫・前田健一, 2003, 「東海3県における市民農園の展開と課題」『農村計画論文集』4: 223-228.
- 廻谷義治, 2008, 『農家と市民でつくる新しい市民農園』農山漁村文化協会.
- 八木洋憲, 2008, 「都市農地における体験農園の経営分析」『農業経営研究』45(4): 109-118.
- 安室知, 2009, 「農のある暮らし」, 安室知・古家晴美・石垣悟編著『日本の民俗 4』吉川弘文堂.
- 山本雅之, 2005, 『農ある暮らしで地域再生』学芸出版社.

謝 辞

筆者の参与観察を受け入れていただいた「楽農園」のみなさまには, ここに記して感謝の意を表します。